

## マネージドホスティングサービス利用約款

GMOクラウド株式会社

GMOクラウド株式会社（以下、「当社」という。）が提供するマネージドホスティングサービス（以下、「本サービス」という。）の内容やその申込方法等については、このマネージドホスティングサービス利用約款（以下、「本利用約款」という。）で定めています。本利用約款の内容の全部又は一部に同意しないかたについては、本サービスの利用をお断りしますので、本サービスの申込の前に、必ず本利用約款の内容を確認してください。

### 第1章 本利用約款の目的

#### 第1条（本利用約款の目的）

本利用約款は、本サービスの内容及びその申込方法等について定めます。

### 第2章 本サービスの申込

#### 第2条（申込の方法）

1. 本サービスの申込者（以下、「お客さま」という。）は、当社が定める様式の発注書のすべての項目を漏れなく記入し、押印のうえ、これを当社に提出する方法により本サービスの申込を行うものとします。
2. 本サービスの申込に際しては、次の各号に掲げるそれぞれの項目について、前項の発注書に掲げるものの中から希望するものを選んでください。
  - (1) 本サービスの種類（以下、「サービスプラン」という。）
  - (2) 本サービスの利用期間（以下、「利用期間」という。）
3. 本サービスの申込に際しては、本利用約款のすべての内容を確認してください。当社は、本利用約款の内容の全部又は一部に同意しないかたについては、本サービスの利用をお断りしますので、その場合には第1項に定める発注書の提出を行わないでください。

#### 第3条（本サービスの利用の開始）

1. お客さまは、次の各号に掲げるすべての要件を満たした時から本サービスを利用することができます。
  - (1) 前条第1項に定める発注書が当社に到達すること。
  - (2) 当社がお客さまに対して承諾の意思表示を行うこと。
2. 前項第2号の承諾の通知は、受注書の提出により行います。

#### 第4条（承諾を行わない場合）

当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、本サービスの申込に対して承諾を行わないことがあります。

- (1) 本利用約款に違背して本サービスを利用することが明らかに予想される場合。
- (2) 当社に対して負担する何らかの債務の履行について現に遅滞が生じている場合又は過去において遅滞の生じたことがある場合。
- (3) 本サービスの申込に際して当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
- (4) 申込の際に未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人であって、自らの行為によって確定的に本サービスの申込を行う行為能力を欠き、法定代理人その他の同意権者の同意又は追認がない場合。
- (5) 反社会的な団体である場合又は反社会的な団体の構成員である場合。
- (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで支障がある場合又は支障の生じる恐れがある場合。

### 第3章 本サービスの内容

#### 第1節 基本サービスとオプションサービス

##### 第5条（基本サービス）

当社は、サービスプランごとに当社が別に定めるところに従い、次の各号に掲げるサービスの全部又は一部を基本サービスとして提供します。それぞれのサービスの内容は、次節以降に定めるものとします。

- (1) 初期設定代行サービス
- (2) ハウジングサービス
- (3) 専用サーバーサービス
- (4) システム運用代行サービス
- (5) システム移行サービス

##### 第6条（オプションサービス）

1. 当社は、お客さまから特に申出があったときは、当社が別に定めるオプションサービスを前条の基本サービスに付加して提供します。
2. 当社は、前項にもとづいて当社が定めるオプションサービスの内容を変更する場合があります。
3. お客さまは、第1項にもとづいて当社がお客さまに提供するオプションサービスの全部又は一部について、いつでも将来に向かってその利用を取り止めることができます。
4. 前項の場合には、当社の定める方式に従って当社に対して当該オプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行わなければなりません。当社の定める方式に従わない場合には、当該オプションサービスの利用を取り止める効果は生じません。
5. お客さまは、前項の定めるところによりオプションサービスの利用を取り止める旨の通知を行ったときは、その通知が当社に到達した日をもって当該オプションサービスを利用する権利を失

うものとしします。

6. お客様は、前3項の定めるところによりオプションサービスの利用の取り止めを行った場合であっても、当該オプションサービスの利用期間満了日までのオプション月額利用料金を支払わなければなりません。

## 第2節 初期設定代行サービスの内容

### 第7条 (初期設定代行サービス)

1. 初期設定代行サービスとは、専用サーバーの初期設定作業をお客さまに代わって当社が行うサービスをいいます。
2. 前項の初期設定代行サービスの詳細は、当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとしします。

## 第3節 ハウジングサービスの内容

### 第8条 (ハウジングサービス)

1. ハウジングサービスとは、通信機器やサーバー（以下、「通信機器等」という。）を設置するための回線設備が整ったデータセンターにおいて、お客さまの通信機器等又は当社がお客さまに提供する通信機器等を設置するためのスペース（以下、「ハウジングスペース」という。）を提供するサービスをいいます。
2. 前項のハウジングサービスの詳細は、当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定めるものとしします。

### 第9条 (データセンターへの入室)

お客さまは、データセンターに入室する場合には、当該データセンターの運営者が別に定める手続に従い、その規定を遵守するものとしします。

### 第10条 (原状回復義務)

1. お客様は、利用期間の満了、解除その他の理由によりハウジングサービスの利用を終了する場合には、当社が指定する日までにお客さまの通信機器等を撤去し、ハウジングスペースを原状に復して当社に返還するものとしします。
2. 当社は、お客さまが前項の原状回復義務を履行しない場合には、お客さまの費用において原状回復を行うことがあります。

### 第11条 (留置権)

当社は、本サービスの利用料金、前条第2項の費用その他本サービスに関連して生じたお客さまに対する債権を有するときは、当該債権の弁済を受けるまで、お客さまの通信機器等を留置することができるものとしします。

## 第4節 専用サーバーサービスの内容

### 第12条 (専用サーバーサービス)

1. 専用サーバーサービスとは、お客さまが一台のサーバーを他の利用者との共用ではなくお客さま専用のサーバーとして、その機能を利用することができるサービスをいいます。
2. 本利用約款においては、前項により当社が提供するお客さま専用のサーバーを「専用サーバー」といいます。

### 第13条 (IPアドレス)

1. 当社は、専用サーバーサービスの提供に際して、当社が割り当てる権限を有する特定のIP (Internet Protocol) アドレスを専用サーバーに割り当てます。
2. 当社は、前項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを専用サーバーの初期設定作業を完了した際にお客さまに知らせます。
3. 当社は、第1項の定めるところにより割り当てたIPアドレスを変更する場合があります。

### 第14条 (DNSサーバー)

1. 当社は、専用サーバーサービスをドメイン名で利用することができるようにするため、専用サーバーサービスの提供に際して、プライマリDNS (Domain Name System) サーバー及びセカンダリDNSサーバーをあわせて提供します。ただし、お客さまから特に申出があったときは、プライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーの一方又は双方を提供しない場合があります。
2. 当社は、前項の定めるところにより提供するプライマリDNSサーバー又はセカンダリDNSサーバーを変更する場合があります。

### 第15条 (登録済みのドメイン名の使用)

お客さま又は第三者の名義ですでに登録されているドメイン名があり、お客さまがそのドメイン名を使用する権利を有する場合には、お客さまは、専用サーバーサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができます。ただし、専用サーバーサービスの利用に際して、そのドメイン名を使用することができない場合もあります。

### 第16条 (ドメイン名登録申請事務手続の代行サービス)

1. 当社は、第20条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対し、お客さまが希望するドメイン名について、その登録申請事務手続の代行サービスを提供します。
2. 前項のサービスの利用を希望する場合には、専用サーバーサービスの申込の際に、その旨及び希望するドメイン名を当社に知らせてください。なお、希望するドメイン名を登録することができない場合もあります。

### 第17条 (ドメイン名での専用サーバーサービスの利用)

1. 当社は、前2条に定めるドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができるようにするため、第20条にもとづいて当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対して、必要な手続を行います。
2. 当社以外の同種の電気通信事業者等の提供するサービスの利用に際して使用していたドメイン名で専用サーバーサービスを利用するためには、そのサービスを提供していた電気通信事業者等がドメイン名管理団体等に対して一定の手続を行う必要がある場合があります。万一、その電気通信事業者等の適切な協力が得られない場合には、そのドメイン名で専用サーバーサービスを利

用することができない場合もあります。

#### 第18条（ドメイン名の登録を維持するためのサービス）

当社は、第15条及び第16条に定めるドメイン名のドメイン名管理団体における登録を維持するために必要なサービスを提供します。

#### 第19条（主たるドメイン名）

1. 専用サーバーサービスの申込に際しては、専用サーバーサービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を当社に知らせてください。
2. お客様は、専用サーバーサービスの利用にあたって使用する主たるドメイン名を前項のドメイン名と異なるものに変更することができません。
3. お客様は、本サービスの利用にあたって、一つのドメイン名に限り主たるドメイン名として使用することができます。

#### 第20条（ドメイン名管理団体の制限）

当社がお客さまに提供するドメイン名登録申請事務手続の代行サービス（第16条）、ドメイン名で専用サーバーサービスを利用することができるようにするための手続（第17条）及びドメイン名の登録を維持するためのサービス（第18条）については、米国ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）がドメイン名の登録を行う権限を有するものとして定めるドメイン名管理団体のうち、当社が別に定める特定のドメイン名管理団体に対してのみ、これを行います。

#### 第21条（インターネットへの接続）

当社は、お客さまがその端末機器をインターネットに接続するために必要なサービスを提供しません。本サービスの利用に際しては、他の電気通信事業者との間におけるダイヤルアップIP接続サービス利用契約の締結、又は専用回線サービス利用契約の締結等、お客さまの端末機器をインターネットに接続するための手段をお客さまの責任において用意する必要があります。

#### 第22条（データ等のバックアップ）

1. 当社は、別に定める場合を除くほか、専用サーバーに保存されたデータ、プログラムその他の電磁的記録（以下、「データ等」という。）について、その滅失又は損傷に備えてあらかじめその複製を行うサービスを提供しません。
2. 当社は、専用サーバーに保存されたデータ等が何らかの事由により滅失又は損傷した場合において、これを復元するサービスを提供しません。
3. お客様は、専用サーバーに保存されたデータ等の滅失又は損傷に備えて定期的にその複製を行ってください。

### 第5節 システム運用代行サービスの内容

#### 第23条（システム運用代行サービス）

1. システム運用代行サービスとは、専用サーバーの継続的な管理作業その他お客さまが当社に依頼する作業をお客さまに代わって当社が行うサービスをいいます。
2. 前項のシステム運用代行サービスの詳細は、当社がお客さまに提出するサービス仕様書に定め

るものとしします。

#### 第24条（お客さまによるサーバー管理）

1. 当社は、お客さまが特に希望する場合には、専用サーバーに管理者として自由にアクセスすることができる権限（root権限）を行使するためのID及びパスワード（以下、両者を総称して「管理者パスワード」という。）を発行します。
2. 管理者パスワードの発行を受けないお客さまは、サーバーの管理に属する操作を行うことができません。
3. お客さまは、管理者パスワードを利用してサーバーの管理に属する作業を行ったときは、その旨及びお客さまが行った作業の内容を遅滞なく当社に通知するものとしします。
4. お客さまは、管理者パスワードの発行を受けている間に、次の各号のいずれかに該当する事項が生じた場合には、お客さまの責任と費用により専用サーバーの修補を行うものとしします。
  - (1) 専用サーバーが故障し、これが正常に動作しないとき。
  - (2) 専用サーバーが第三者によって不正にアクセスされ、その基本ソフトウェア又はその他の機能が不正に変更されたとき。
  - (3) 専用サーバーがコンピュータウイルスに感染したとき。
5. 前項に定める場合で、お客さまが専用サーバーの修補・ウイルスの除去等を行うことができないときは、下記のいずれかの方法を選んでその専用サーバーの修補を当社に依頼することができます。この修補の依頼は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
  - (1) 専用サーバーの筐体の取替
  - (2) 基本ソフトウェアの再インストール
  - (3) その他の修補

### 第6節 システム移行サービスの内容

#### 第25条（システム移行サービス）

1. システム移行サービスとは、お客さまが現に利用しているサーバーに保存されたデータ等を当社が提供する専用サーバーに移行するサービスをいいます。
2. 前項のシステム移行サービスの詳細は、当社がお客さまに提出する移行手順書に定めるものとしします。

## 第4章 サポート

#### 第26条（サポート）

1. 当社は、本利用約款にもとづいてお客さまに提供するハードウェア、ネットワークその他に関するお客さまからの問い合わせについて、電話又は電子メールその他当社が別に定める方法により回答するサービス（以下、「サポート」という。）を提供します。
2. サポートの業務は、当社が別に定める時間内に限り、これを行います。

## 第5章 お客様の義務

### 第27条 (検査)

1. 当社は、初期設定代行サービス、システム運用代行サービス又はシステム移行サービスにもとづく作業を完了したときは、その旨をお客さまに通知します。また、第6条にもとづくオプションサービスの内容において、当社の作業が発生する場合にも同様に作業完了の通知をします。
2. お客さまは、当社が前項の通知を送付した日から14日以内にその内容の検査を行い、当社に対して検査結果を通知するものとします。ただし、サービス仕様書に別途定めた場合には、その期間に従うものとします。
3. 前項に定める期間内にお客さまから通知がない場合には、当該期間の満了日をもって検査に合格したものとみなします。

### 第28条 (パスワード等の管理)

1. お客さまは、当社がお客さまに発行したユーザID及びパスワード（以下、「パスワード等」という。）を善良な管理者の注意をもって適切に管理し、これらが他に漏れないように注意を尽くさなければなりません。
2. 当社は、当社が運用する各種のサーバー（専用サーバーを含む。以下、「当社のサーバー」という。）にアクセスしようとする者に対してパスワード等の入力を求めることによってその者のアクセスの権限の有無を確かめるシステムを用いる場合には、正しいユーザIDを構成する文字列と入力されたユーザIDを構成する文字列及び正しいパスワードを構成する文字列と入力されたパスワードを構成する文字列がそれぞれ一致するときは、その者にアクセスの権限があるものとして取り扱います。
3. お客さまは、第1項に定めるパスワード等の適切な管理を欠いたために当社に損害が生じたときは、これを賠償する責任を負います。

### 第29条 (過大な負荷を与えることの禁止)

お客さまは、当社のサーバーその他の設備に過大な負荷を与えるような方法で本サービスを利用してはいけません。

### 第30条 (お客さまと第三者との間における紛争)

1. お客さまは、本サービスの利用に際して第三者との間において生じた名誉毀損、プライバシーの侵害、ドメイン名を使用する権利の有無その他一切の紛争について、お客さま自身の責任で誠実にこれを解決しなければなりません。
2. お客さまが使用するドメイン名について第三者よりUDRP（統一ドメイン名紛争処理方針：Uniform Domain Name Dispute Resolution Policy）にもとづく申立があった場合、お客さまは、ICANNの認定した紛争処理機関が行う紛争処理手続に参加し、その裁定に従うものとします。

### 第31条 (インターネットにおける慣習の遵守)

お客さまは、スパムメールの発信の禁止等、インターネットの参加者の間において確立している慣習を遵守しなければなりません。

### 第32条 (違法行為等の禁止)

1. お客様は、本サービスを利用して、法令により禁止されている行為若しくは公序良俗に反する行為を行い、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. お客様は、当社がお客様に提供している本サービスを第三者が不正に利用して、いわゆるフィッシングサイトの運用等、法令により禁止されている行為又は公序良俗に反する行為を行っていることを知ったときは、その旨を速やかに当社に届け出てください。

### 第33条 (アダルトサイト等の禁止)

1. お客様は、本サービスを利用して、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）（以下、「風俗営業法」という。）の定める性風俗関連特殊営業を行い、若しくは第三者にこれを行わせ、又は風俗営業法の定める性風俗関連特殊営業に関する情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。
2. 前項に定めるもののほか、お客様は、本サービスを利用して、文字、画像、音声又はその他の何らかの方法により、性的な好奇心をそそる情報を第三者の閲覧若しくは利用に供し、又は第三者にこれを行わせてはいけません。

### 第34条 (契約上の地位の処分の禁止等)

1. お客様は、本利用約款にもとづくお客様の地位及び本利用約款にもとづき当社に対してサービスの提供を求めることを内容とするお客様の権利について、これを第三者に譲渡し、転貸し、又は担保に供することができません。また、お客様は、専用サーバーの全部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができません。
2. お客様は、専用サーバーの一部の領域を有償又は無償で第三者に利用させることができます。
3. 当社は、前項によりお客様が専用サーバーの一部の領域を第三者に利用させる場合において、その領域を利用するかたに対して、本サービスの提供その他の事項に関する一切の責任を負いません。また、その領域を利用するかたは、当社に対して、本サービスの利用その他の事項に関する一切の権利を有しません。

### 第35条 (営業秘密等の漏洩等の禁止)

1. お客様は、当社の事業に関する技術上又は営業上の情報であって公然と知られていないもの又は当社の顧客に関する情報を入手したときは、当社がこれを秘密として管理しているかどうかに関わらず、その入手した情報（以下、本条において「入手情報」という。）の存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはいけません。
2. 前項の規定は、本サービスの利用終了後も、これを適用するものとします。
3. お客様は、本サービスの利用終了時まで、その保有する入手情報を完全に消去しなければなりません。完全に消去することのできないものであって返還することのできるものは当社に返還してください。

### 第36条 (当社からの連絡)

1. 当社がお客様に対して電子メール、郵便又はファックス等で何らかの連絡をした場合には、その内容をよく読み、不明の点があるときは、当社に問い合わせてください。
2. 当社は、前項の連絡の内容をお客様が理解しているものとして本サービスの提供及び本サービスに関するその他の事務を行います。
3. 当社の名義で作成された電子メール、郵便物又はファックス等をお客様が受け取った場合において、その内容が明らかに不自然であるときは、偽造されたものである可能性がありますので、

速やかに当社に連絡してください。

### 第37条（当社からの問い合わせ）

1. 当社は、本サービスをお客さまに提供するにあたり、ドメイン名管理団体その他の団体等との間で必要な手続を行うとき、その他の必要があるときは、電子メール、郵便又はファックス等でお客さまに対して一定の事項について問い合わせを行うことがあります。
2. 前項により当社がお客さまに問い合わせる事項は、当社が本サービスをお客さまに提供するために必要なものです。したがって、前項の場合には当社がお客さまに求める事項を速やかに当社に通知し、不明の点があるときは当社に問い合わせてください。
3. 当社は、当社がお客さまに前2項の問い合わせを行った日から1カ月を経過してもお客さまが当社に対して必要な応答を行わず、このために当社が本サービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続その他の事務等を履践することができないときは、お客さまに対する本サービスの一部の提供を取り止めることがあります。
4. 前項の規定は、お客さまが次条に定める変更の届出を行わないために第1項の問い合わせがお客さまに到達せず、このために当社が本サービスをお客さまに提供するにあたり必要な手続その他の事務等を履践することができない場合にこれを準用します。
5. お客さまは、前2項にもとづいて当社がお客さまに対する本サービスの一部の提供を取り止める旨をお客さまに通知したときは、その通知がお客さまに到達した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。この場合において、その通知が何らかの事情によりお客さまに到達しないときは、お客さまは、当社がその通知を発信した日から1週間経過した日をもって当該一部のサービスの提供を受ける権利を失うものとします。
6. お客さまは、前項の定めるところにより当社が本サービスの一部の提供を取り止めた場合であっても、当該一部のサービスの利用期間満了日までの料金を支払わなければいけません。

### 第38条（変更の届出）

1. 本サービス申込の際に申込書に記入した事項について変更があったときは、その旨及び変更の内容を速やかに当社に届け出てください。この変更の届出は、当社が別に定める方法によりこれを行ってください。
2. 当社は、前項の届出が当社に到達し、かつ、当社が変更の事実を確認するまでは、変更のないものとして本サービスの提供に関する事務を行います。
3. 前2項の規定は、本条により当社に届け出た事項についてさらに変更があった場合にこれを準用します。
4. 第1項及び第2項の規定は、相続又は合併により本利用約款にもとづくお客さまの地位の承継があった場合にこれを準用します。この場合には、本利用約款にもとづくお客さまの地位を承継したかたが、本条に定める変更の届出を行ってください。

### 第39条（本サービスの利用に関する規則）

1. 当社は、本サービスの利用に際してお客さまが遵守すべき事項を明らかにするために、本利用約款とは別に本サービスの利用に関する規則を定める場合があります。その規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
2. 当社は、前項により定めた規則の内容を改定する場合があります。改定された規則の内容は、当社のウェブサイトへの掲載等、適当な方法でお客さまに知らせます。
3. お客さまは、本利用約款のほか、本条にもとづいて当社が定める規則についても遵守してください。

## 第6章 本サービスの停止等

### 第40条（本サービスの提供の停止）

1. 当社は、お客さまについて第54条第1項各号に掲げるいずれかの事由があるとき、又は当社がお客さまに提供している本サービスを第三者が不正に利用していわゆるフィッシングサイトの運用等第32条第2項に定める行為を行っているときは、直ちに無催告でそのお客さまに対する本サービスの提供を停止することがあります。
2. お客さまは、前項により当社がお客さまに対する本サービスの提供を停止した場合であっても、その間の分の料金を当社に支払わなければいけません。

### 第41条（本サービスの廃止）

1. 当社は、業務上の都合により、お客さまに対して現に提供している本サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
2. 当社は、前項に定める本サービスの廃止を行う場合には、その1カ月前までにその旨をお客さまに通知します。

### 第42条（本サービスの利用不能）

1. お客さまは、当社のサーバーその他の設備の保守、電気通信の障害や遅延、当社のサーバーその他の設備内のソフトウェアの瑕疵その他の事由により本サービスを利用できない事態が生じるものであることを了承するものとします。
2. お客さまは、コンピュータウイルス又はセキュリティの欠陥等のために当社のサーバーその他のコンピューターシステムに保存されているデータ等が滅失若しくは損傷し、又はこれが改変される事態が生じるものであることを了承するものとします。

## 第7章 当社の責任範囲

### 第43条（不可抗力）

当社は、天災、疫病の蔓延、悪意の第三者による妨害行為又は本サービスの提供に際して当社が利用する電気通信事業者の設備の故障等当社に責任のない事由により、お客さまが本サービスを利用することができなくなった場合であっても、これによりお客さまに生じた損害について、一切の責任を負いません。

### 第44条（当社の責任範囲その1）

1. 当社は、本サービスのうち初期設定代行サービス、システム移行サービス、システム運用代行サービス又はオプションサービスをお客さまに提供するに際し、その責めに帰すべき事由によりお客さまに生じた直接かつ通常の損害について賠償する責任を負うものとします。ただし、その賠償額は、当社の責任に応じて次の各号に定める通りに限定されます。

- (1) 当社に故意又は重過失がある場合 月額利用料金の3カ月分に相当する金額
  - (2) 当社に軽過失がある場合 月額利用料金の1カ月分に相当する金額
2. 前項の規定は、当社とお客さまの間に特別の定めがある場合には、適用しません。

#### 第45条（当社の責任範囲その2）

1. 当社は、本サービスのうち専用サーバーサービス又はハウジングサービスをお客さまに提供するに際し、次の各号に掲げるいずれかの事由によりお客さま又は第三者に損害が生じた場合において、データ等の復旧、損害の賠償その他一切の責任を負いません。
  - (1) 専用サーバーに蓄積又は転送されたデータ等が当社のサーバーその他の設備の故障、その他の事由により滅失若しくは損傷し、又は外部に漏れたこと。
  - (2) お客さま又は第三者が専用サーバーに接続することができず、又は専用サーバーに接続するために通常よりも多くの時間を要したこと。
  - (3) お客さま又は第三者が専用サーバーに蓄積されたデータ等を他所に転送することができず、又はこれを他所に転送するために通常よりも多くの時間を要したこと。
2. 当社は、前項各号に掲げる事由によるもののほか、専用サーバーサービス自体によりお客さま又は第三者に生じた損害及び専用サーバーサービスに関連してお客さま又は第三者に生じた損害について、一切の責任を負いません。

#### 第46条（担保責任の否定）

次の各号に掲げる事項その他の本サービスに関する事項について当社が何らかの担保責任を負う旨を定める法律の規定は、当社とお客さまの間においては、これを適用しないものとします。

- (1) 本サービスが一定の品質を備えること。
- (2) 本サービスの内容が特定の利用目的にかなうこと。
- (3) 本サービスを利用することが第三者の権利を侵害するものではないこと。

## 第8章 料金

#### 第47条（料金の種類）

1. お客さまは、その利用するサービスの種類に従い、次の各号に掲げる料金を当社に支払うものとします。
  - (1) 初期設定代行サービス利用料金
  - (2) ハウジングサービスの新規セットアップ料金及び月額利用料金
  - (3) 専用サーバーサービスの新規セットアップ料金及び月額利用料金
  - (4) システム運用代行サービスの新規セットアップ料金及び月額利用料金
  - (5) システム移行サービス利用料金
  - (6) ドメイン名維持料金
2. お客さまが第16条に定めるドメイン名登録申請事務手続の代行サービスを利用する場合には、前項各号の料金のほか、ドメイン名登録申請事務手続代行料金を当社に支払うものとします。
3. お客さまが第6条にもとづいて当社の定めるオプションサービスを利用する場合には、前2項に定める料金のほか、オプション新規セットアップ料金及びオプション月額利用料金を当社に支払うものとします。

4. 本サービスの利用及びその料金の支払に際して生じる公租公課等については、お客さまがこれを負担するものとします。
5. 銀行振込手数料及び料金の支払に際して生じるその他の費用については、お客さまがこれを負担するものとします。
6. 本条の規定は、第52条の定めるところにより本サービスが更新される場合にこれを準用します。ただし、新規セットアップ料金については、この限りではありません。

#### 第48条 (料金の価格)

当社は、前条に規定するすべての料金の価格について見積書を作成し、お客さまに提出します。

#### 第49条 (料金の支払方法)

お客さまは、当社のあらかじめ指定する銀行預金口座へ振り込む方法により、料金を支払うものとします。

#### 第50条 (料金の支払時期)

お客さまは、当月分の料金を翌月の末日までに支払うものとします。

## 第9章 本サービスの更新及び終了等

#### 第51条 (利用期間)

第2条第2項によりお客さまが選んだ利用期間をもって、本サービスの利用期間とします。

#### 第52条 (本サービスの更新)

前条の利用期間の満了により本サービスが終了する場合には、その利用期間の満了日の3カ月前までにお客さまが当社に対して本サービスを更新しない旨を文書で通知しない限り、本サービスは同一の内容で更新されるものとします。更新された本サービスが利用期間の満了により終了する場合も同様とします。

#### 第53条 (お客さまの行う解除)

1. お客さまは、いつでも将来に向かって本サービスの解除を行うことができます。
2. 前項の解除権を行使する場合には、本サービスの利用を終了する3カ月前までに文書により当社に対して解除の通知を行わなければなりません。
3. お客さまが本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知においてお客さまが指定した日をもって終了するものとします。
4. お客さまは、本条に定める解除を行った場合であっても、本来の利用期間満了日までの料金を支払わなければいけません。

#### 第54条 (当社の行う解除)

1. 当社は、お客さまについて次の各号に掲げるいずれかの事由があるときは、直ちに無催告で本サービスの解除を行うことができます。
  - (1) 本利用約款の定める義務に違背した場合。

- (2) 料金の支払のために当社に交付した手形、小切手その他の有価証券が、不渡りとなった場合。
  - (3) 破産手続その他の倒産手続が開始した場合。
  - (4) 当社に対し虚偽の事実を申告した場合。
  - (5) 反社会的な団体である場合又は反社会的な団体の構成員である場合。
  - (6) 前各号に定める場合のほか、当社が業務を行ううえで重大な支障がある場合又は重大な支障の生じる恐れがある場合。
2. 当社が本条に定める解除を行ったときは、本サービスは、その解除の通知がお客さまに到達した日をもって終了するものとします。
  3. 当社は、本条に定める解除を行った場合であっても、そのお客さまに対する損害賠償請求権を失わないものとします。

## 第10章 紛争の解決等

### 第55条（準拠法）

本利用約款の準拠法は、日本国の法令とします。

### 第56条（裁判管轄）

本利用約款に関する訴えについては、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

### 第57条（紛争の解決のための努力）

本サービスに関して紛争が生じたときは、各当事者は、相互の協力の精神にもとづき誠実に解決のための努力をするものとします。

## 第11章 本利用約款の改定

### 第58条（本利用約款の改定）

当社は、実施する日を定めて本利用約款の内容を改定することがあります。その場合には、本利用約款の内容は、その実施の日から、改定された内容に従って変更されるものとします。

### 附則（2009年1月7日作定）

本利用約款は、2009年1月7日に作定し、即日実施します。

### 附則（2010年4月26日改定）

本利用約款は、2010年4月26日に改定し、即日実施します。

managed v1.0